

授業科目等履修規程

(目的)

第1条 この規程は、医療創生大学歯科衛生専門学校(以下「本校」という。)学則第4章に定める教育課程、授業単位数、履修方法及び単位の認定等について必要な事項を定めることを目的とする。

(授業時間)

第2条 本校の授業時間の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1)講義・演習・校内実習時間は、45分を1時間とし、1コマは2時間とする。
- (2)臨地実習・臨床実習は、60分を1時間とする。

(始業時間と終業時間)

第3条 本校の始業時間と終業時間は、次のとおりとする。ただし、歯科衛生第Ⅱ学科で定めるオンライン授業(オンデマンド)科目については、本校が指定する期間内において場所と開始する時間を問わず受講することができるものとする。

(1) 授業時間

- | | |
|-----|-------------|
| 1時限 | 8:50～10:20 |
| 2時限 | 10:30～12:00 |
| 3時限 | 12:50～14:20 |
| 4時限 | 14:30～16:00 |

(2) 臨地実習・臨床実習時間は、別に定める実習要項による。

2 前項の規定にかかわらず学校長が必要と認めたときは、時間を変更することができる。

(出席)

第4条 授業は、すべて毎時間出席しなければならない。

(欠課・欠席)

第5条 欠課または欠席しようとするときは、事前に欠席届を提出しなければならない。ただし、急病等やむを得ない理由により事前に欠課または欠席届を提出できないときは、事後すみやかに提出するものとする。

- 2 欠席とは、出席すべき日に出校しないこと。
- 3 欠課とは、各授業時間を30分以上欠くこと。
- 4 病気により引き続き7日以上欠席する場合は、医師の診断書を提出しなければならない。

(公認欠席)

第6条 次の場合は公認欠席とし、事前に公欠届を提出した場合、出席扱いとする。

- (1) 学校を代表して諸行事に出席する場合
- (2) 学校保健法施行規則(昭和33年6月13日文部省令第18号)第21条に該当する場合
- (3) 忌引き
- (4) その他学校長が認めた場合

2 忌引き日数は、次のとおりとする。

- (1) 父母(一親等)は7日以内
- (2) 祖父母・兄弟姉妹(二親等)は3日以内
- (3) 伯父叔父・伯母叔母(三親等)は1日以内

(授業科目及び実習の評価)

第7条 授業科目及び実習の評価は、各授業科目の終講試験及び臨地実習・臨床実習の成績にて判定する。

(評価の方法)

第8条 終講試験の評価は、当該科目を担当する教員及び講師が客観テスト、論文体テスト及び観察法その他適切な方法を用いて行う。

2 臨地実習・臨床実習の評価は、実習評価基準に基づき行う。

(評価の時期)

第9条 評価の時期は、事前に試験の方法等の必要事項を公表し、各授業科目の終了時に実施する。ただし、当該授業科目を担当する教員及び講師が必要と認めたときは、終了前に行うことができる。

(終講試験の受験資格)

第10条 終講試験の受験資格は、次の各号の条件を満たしている者に与える。

- (1) 当該授業科目の授業時間数の5分の4以上出席した者
- (2) 学納金を納めている者

2 前項の条件を満たさない者及び試験場に試験開始時刻より30分以上遅刻した者は、終講試験を受験することができない。

(臨地実習・臨床実習の評価対象)

第11条 臨地実習・臨床実習の評価を受ける資格は、次の各号の条件を満たしている者に与える。

- (1) 各実習の実習時間数の5分の4以上出席した者
- (2) 学納金を納めている者

(学修の評価)

第12条 学修の評価は、臨地実習・臨床実習を含む当該授業科目の定められた授業時間数の5分の4以上の出席を必要とするとともに、確認テスト、レポート等の課題、終講試験及び臨地実習・臨床実習の成績により総合的に行う。

2 学修の評価は、100点を満点とし、次の区分によって C 判定以上を合格とする。

S 90点以上

A 80点以上90点未満

B 70点以上80点未満

C 60点以上70点未満

D 60点未満

(単位の認定)

第13条 授業科目の単位の認定は、前条の学修の評価において合格した者に対して、単位認定会議の議を経て学校長が認定する。

(追試験)

第14条 定められた期日に終講試験を受けることができなかった者で、次の各号に該当する場合は、追試験を1回に限り受験することができる。

(1)医師の診断書のある傷病等による欠席の場合

(2)自然災害、交通機関の停止等により登校不可能のやむを得ない事由が生じた場合

(3)第6条第1項に規定する公認欠席事項に該当する場合

(4)その他学校長が認める正当な理由での欠席の場合

2 追試験の評価は、第12条第2項のとおり C 判定以上を合格とする。

3 追試験の結果が不合格の者は、再試験を受けることができる。

(再試験)

第15条 終講試験および追試験の結果が不合格の者は、再試験を1回に限り受験することができる。ただし、別に定める再試験受験料を納入しなければ再試験を受験することはできない。

2 再試験の評価は、60点以上を合格とする。ただし、再試験の得点が60点を超えた場合でも60点とし、評価は C 判定とする。

(追実習)

第16条 臨地実習・臨床実習の出席時間が第14条第1項の各号に該当する理由により実習時間数の5分の4に満たない者は、追実習を1回に限り受けることができる。

2 追実習の評価は、前条第2項のとおり C 判定以上を合格とする。

3 追実習の結果が不合格の者は、再実習を受けることができる。

(再実習)

第17条 臨地実習・臨床実習および追実習の結果が不合格の者は、再実習を1回に限り受けることができる。ただし、別に定める再実習料を納入しなければ再実習を実施することはできない。

- 2 再実習の評価は、60点以上を合格とする。ただし、再実習の得点が60点を超えた場合でも60点とし、評価はC判定とする。

(再履修)

第18条 当該年度で単位認定を受けることができなかった授業科目は、再履修しなければならない。ただし、別に定める再履修科目の授業料を納入し、学校長の許可を受けなければ再履修することはできない。

- 2 前項の単位認定を受けることができなかった授業科目の再履修については、必要な授業時間数の出席を満たしている場合は、終講試験のみまたは、当該科目担当講師が必要と認める授業時間数を出席することで終講試験を受けることができる。ただし、別に定める再履修科目の授業料を納入し、学校長の許可を受けなければならない。

(試験中の不正行為)

第19条 すべての試験等について不正行為があった場合は、その受験科目を無効とし、教員会議の議を経て学校長が懲戒処分を行う。

(試験中および実習中の欠席)

第20条 無断で終講試験及び臨地実習・臨床実習を欠席した者については、教員会議の議を経て学校長が処置を指示する。

(進級認定)

第21条 当該年度で本校が定める授業科目全ての単位を修得した場合、進級を認定することができる。

- 2 当該年度で本校が定める授業科目において欠席日数が出席すべき日数の5分の1を超える者は、進級を認めない。
- 3 当該学年までの学納金及びその他の納入金を納めていない者は、進級を認めない。
- 4 当該年度において履修すべき科目のうち、不合格となった科目が翌年度中に再履修することが可能な範囲内の場合に限り、進級を認めることができる。
- 5 進級の認定は、学校運営会議の議を経て学校長が認定する。

(卒業認定)

第22条 本校で定められた修業年限以上在学し、卒業までに必要とされる全単位を修得した場

合、卒業を認定することができる。

2 全ての授業科目において欠席日数が出席すべき日数の5分の1を超える者は、卒業を認めない。

3 学納金の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者は、卒業を認めない。

4 本校に在学できる年限は、学則第3条第2項に示す範囲とする。ただし、在学期間に休学が含まれる場合の算定については、学則第16条第3項に従う。

5 卒業の認定は、学校運営会議の議を経て学校長が認定する。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、学校運営会議の議を経て学校長が行う。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

項 目	納入金額
再試験受験料	1 科目 3,000 円
再実習料	1 科目 1 日 4,000 円
再履修科目授業料	1 単位 25,000 円